

平成 28 年 3 月 10 日  
商 工 中 金

**「グローバルニッチトップ支援貸付制度」適用  
タイで二輪・四輪車部品用金型の供給拡大に取り組む  
サンヨーエンジニアリング株式会社を金融面からサポート！**

商工中金は、政府の「日本再興戦略」に沿って、特定分野に優れた中小企業等の海外進出を、民間金融機関と協調して後押ししていくため、平成 26 年 4 月に「グローバルニッチトップ支援貸付制度」を創設しています。

商工中金（浜松支店）は、同制度を活用し、サンヨーエンジニアリング株式会社（本社：静岡県浜松市、代表者：高橋 洋子氏）に対し、地域金融機関と協調して、タイでの二輪・四輪車部品用金型の増産に必要な設備資金 2 億円を融資しました。

サンヨーエンジニアリング株式会社は、二輪・四輪車部品用の金型メーカーです。高度な技術力と充実した設備を強みに、薄くて複雑な形状のアルミ部材等の金型設計・製造を得意とし、特に二輪車用のディスクブレーキや変速機用の金型製造においては、世界シェアの約 2 割を占めています。

同社は、二輪・四輪車市場の拡大が見込まれるタイに、平成 25 年 11 月に現地法人を設立し、レンタル工場で金型製造を行っています。現地での高い技術力が評価され、受注も旺盛なことから、このたび、自社工場の建設を決定し、生産能力をさらに増強させる事業計画を策定しました（稼働時期：平成 28 年 9 月予定）。

商工中金は、こうした同社の海外事業計画を高く評価し、地域金融機関と協調して、必要資金を融資しました。

これからも商工中金は、国内外の 104 店舗に設置している「中小企業海外展開サポートデスク」を通じて、資金面のみならず各種ソリューション・情報提供等を行い、対象企業の戦略的な海外事業展開を支援してまいります。

### 【サンヨーエンジニアリング株式会社の概要】

所在地	静岡県浜松市西区大久保町 1202-10	資本金	13,250 千円
代表者	高橋 洋子	従業員数	57 名 (平成 28 年 2 月現在)
業種	金型・同部品製造業	設立	昭和 39 年 9 月

### 【SANYO ENGINEERING (THAILAND) CO., LTD. の概要】

所在地	64/234 Moo4 Tambon Pluakdaeng Amphur Pluakddaeng Rayong Thailand	資本金	9,600,000 タイバーツ
代表者	高橋 洋子	従業員数	13 名 (平成 28 年 2 月現在)
業種	金型・同部品製造業	設立	平成 25 年 11 月

### 【参考：グローバルニッチトップ支援貸付制度の概要】

#### ○制度趣旨

日本の産業競争力の強化を目的に、特定分野に優れ世界で存在感を示す中小企業等に対し、海外進出の際に必要な長期資金を供給する、国の産業投資貸付を利用した商工中金独自の融資制度。

#### ○貸付対象者

自社製品・サービスのグローバルシェア拡大を目指し、海外拠点の設立又は拡大並びに海外向け販路拡大等を行う事業計画（商工中金が適当と認めたものに限る。以下、海外事業計画という。）を有する者で、(1)、(2)のいずれか、かつ(3)(4)の要件を満たす者。

- (1) 今後3年間の海外事業計画が作成され、かつ、直近の事業年度における海外向け売上高比率が10%以上であり、当該海外事業計画期間中の海外向け売上高が5%以上増加していること。
- (2) 今後3年間の海外事業計画が作成され、当該海外事業計画期間中の海外向け売上高比率が5ポイント以上増加していること。なお、商工中金が認めた場合は、5年間で達成する海外事業計画の作成も可とする。
- (3) 自社製品・サービスについて、日本国内において一定のシェアを確保していること又は高い技術力・商品力を有していること。
- (4) 日本国内において事業活動拠点（本社）が存続すること。

#### ○資金使途

- (1) 海外現地法人に対する出資金
- (2) 海外現地法人の事業運営に必要な設備の新增設、更新、改良、補修及び無形固定資産の取得等のための設備資金又は海外現地法人の事業運営に必要な運転資金の転貸（親子ローン）
- (3) 自社製品の海外販売を増加させるための設備資金
- (4) 自社製品の海外販売を増加させるための研究開発費

#### ○貸付条件

貸出形式	証書貸付
限度額	5億円
償還方法	期限一時返済
利率	成功の場合は当金庫所定の利率、不成功の場合0.6%
貸付期間	原則10年

#### ○利率（成功判定）

利率は、事業の成否に応じた変動金利とする。

現地法人の直近決算（現地法人への出資金・親子ローンの場合）又は債務者の直近決算（国内法人への設備資金、研究開発資金の場合）の経常損益が赤字の場合は0.6%、黒字の場合は当金庫所定の利率とする。なお、黒字の場合であっても、海外事業計画期間中（上記貸付対象者（1）の場合は3年、同対象者（2）は3～5年）、海外向け売上高実績が当該海外事業計画の80%未満の場合は0.6%とする。